

ここでは、1人の相談支援専門員の語りを紹介している。(3)で紹介した利用者の人生の旅／生き方を探す探検にでかける、と言う〈人生の物語〉の序章部分に連動した語りとして捉えることができよう。

「いわゆる相談支援っていうのは、やっぱりその人の何ていうか、物語形成能力みたいな部分があってね。相談支援者の技術っていうのは、その人の物語をいかに何ていうか、浮かび上がらせるかと。で、周りの支援者を何ていうか、そこへ引っ張り込んで、一緒に物語を作っていくというか、そういうことの何ていうか、悪い言葉でいうたら演出になりませけれども、そういうことが、そういう能力みたいなものはあると思うんですね」

([9]-事例 1)

「ものすごくすごいエンパワメントしてて、すごい評価できるはずなんやのに、全然相談支援員に物語形成能力がないもんだから、とてつまらない話に、とてつもない価値を落としてるいうかね(中略)だから、その意味でいえば、創造力かもしれませんね。創造力がないとね。創造力というのは、想像もそうやけど、創り上げてく。そっから何か、うん、創造力ですね(中略)本人が主体で持ってるものというか、そのものを、それが出てくるようにというか、サポートするみたいな程度の、それをどうやって引っ張り出していかみたいな方法の創造力というか、それを読み取るための想像力というか、そんな意味合いですよ」

([9]-事例 1)

「むしろこっちから見たら、彼女が娘としての役割を果たしてるんですよ。年取ったご両親に対して。とても大事なんです。それ。だから、今でもお父さん、お母さん、何とか土日だけは家で見れるようにしようと思って頑張ってはるし、ホームにもしょっちゅう覗きに來られるわけですよ(中略)だけど、それは、だから、「お母さん、お父さん、大丈夫ですよ。この子は、あと僕らが面倒見ますよ」みたいな話と全く違って、彼女が娘として親を看取っていくことですね。その役割を一緒になって応援するというかね。その人の持つ役割をきちっと果たしていくこと、一緒に果たしていくことが支援なんでね。それは、「お母さん、安心してください」なんていう問題じゃないんですよ。彼女がお母さん方のこと、ほんとに思うてますよということを示していくというか、そのことを一緒にしていくのが僕ら支援者の役割でね」

([9]-事例 1)

「とにかくお母さん亡くなるということやから、その話じゃないけど、今A、今何をやるかいうたら、親をどう看取るかなんですわ。どっちかいうたら。親亡き後の問題いうのはね、親をどう看取るかなんです。ほで、その彼女も、もう今日ぐらい危ないいうとき、病院へ一緒に行つてね。本人も寝たきりなんです。ほんで、職員も付いていきますから、バーツと3人でベッドに寝て、寝ていうかね。だから、病院のほうは「えー?」、病院見舞いに行つたら、絶対この人がかなり危ないと思われるわけですよ。ストレッチャー乗って、バーツとあれするから(中略)どう考えても、こっちのほうや、皆、思うんやけど、そうやなくて看取る。で、最後はやっぱりお母さんが非常にご本人の顔をなぜながら、とてつもない達成感のある顔で亡くなるんですね」

([9]-事例 2)

多くの貴重な意見が語られている。1つは、相談支援（専門員）の本質として①利用者の物語＝ライフストーリーを如何に創造（演出）することができるか、②その物語を一緒に形成（演出）していく能力（技術）をもっているか、ということである。2つ目は、＜親亡き後＞問題を利用者の主体という視点から捉えている点である。従来／今でも障害児（者）をもつ多くの親はその現実と向きあってきた／いるのだが、障害者福祉領域における＜親亡き後＞問題は、面倒をみてきた親が亡くなった後、この障害をもつ我が子の面倒を誰がみてくれるのか、誰が最後を看取ってくれるのか（だから施設で・・・）という論理の立て方である／あったが、この節の語りからは主体の逆転の論理でこの問題を捉えている。つまり障害をもつ我が子が面倒をみてきてくれた両親の最後をどう看取るか、という発想で支援の中身が語られている。[9]の事例は、重症心身障害のケースであるが重い障害をもつ利用者が年老いた両親の最後を看取るための支援を相談支援専門員はどのように実践するのか、まさに人生の物語の「一区切り」の1ページを利用者とどう創り上げていくのか、という問いでもある。この実践を通じて利用者はもとより相談支援専門員を含む支援者がエンパワーされることは容易に想像できる。この節で提起された問題は、重症心身障害者だけでなく今後、他の多くの障害者／障害児（者）をもつ親にも突き付けられているといえよう。

(16)利用者との距離感を保つ

援助実践の現場においては、支援者と利用者の距離間も重要な視点になる。(12)で利用者の生き方を“包囲”してしまうような支援のあり方が本人をパワーレスな状況においてしまう危険性が語られたが、この節の＜距離間＞というキーワードは、そのリスクに通底する部分を含んでいると思われる。この節も1人の相談支援専門員の語りを紹介しているが実践現場の情景がいろいろと浮かんでくるような表現がなされている(図4-23)。

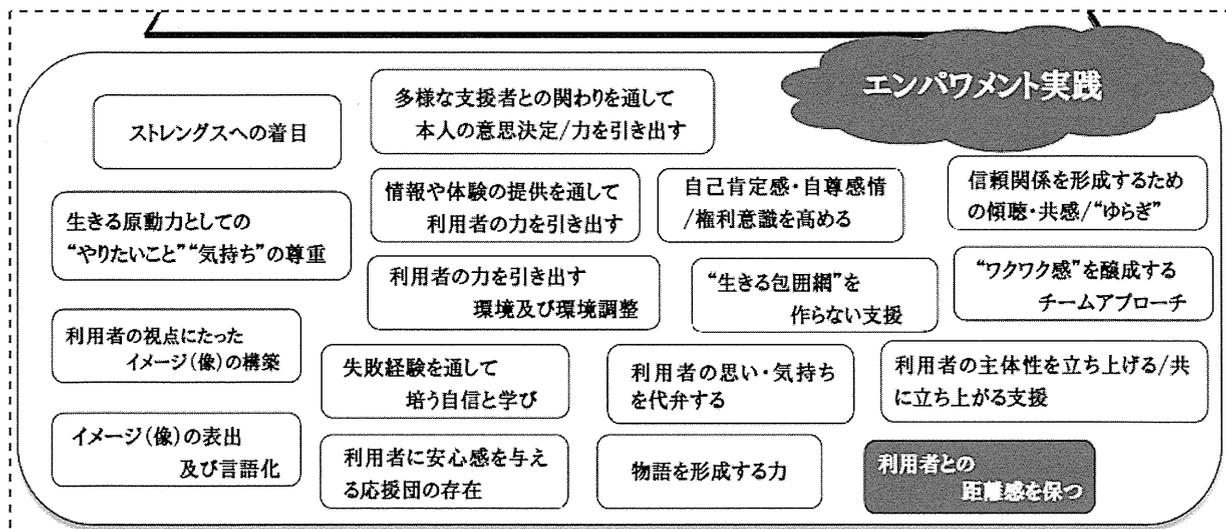


図 4-23 : 利用者との距離感を保つ

「たぶん私たちが思ってる支援目標というのは、ギリギリの川岸というか、手が届く、スツと泳いで、スツと手伝いに行けるぐらい、助けに行けるぐらいのところで息をひそめて支援者は、私たちというのは待ってる。(中略)いろんな手の出し方ってあるじゃないですか。それをきちっと用意して、ジツとひそめて待ってて動く。で、たまには手出さないで、

黙って伴走していく必要があるときもある」

〔7〕-事例 1)

「我々は最低限の距離を保ちながら、最低限の支援で、そこで少しうま味を感じてもらうぐらいの関わりで何とかつながって、ほんで、どっかでたぶんプラスな動きが出てきたり、そこが少しガッと近づいていくポイントかなというふうに思ったりしますよね。そういうことを繰り返しながら行くとか。だから、最終的には我々の関係性というか、そういうのを大事にしたいんで、彼女たちのありようを認めながら、SOSに対してはすぐ反応するということですよ」

〔7〕-事例 2)

利用者との適度な距離間＝必要な時にスッと手をだせる場所／必要な出番を息を潜めて待つ／必要であれば黙って伴走する／SOSにはすぐに反応する、の重要性が語られた。通常、利用者との＜距離＞の取り方については利用者の依存性を高める、あるいは過剰なサービスにつながる等の視点で語られることが多いが今回語られた内容は、それらのニュアンスとは少し異なった「利用者の力を引き出す＝エンパワメント」視点から語られている。

(17) 利用者の主体性を立ち上げる／共に立ち上がる支援

エンパワメント実践を利用者の“主体性”という視点で捉えている語りがあった。また、1人の相談支援専門員は、＜利用者の主体性を立ち上げる／共に立ちあがる支援＞という独特の表現を用いて説明している（図 4-24）。

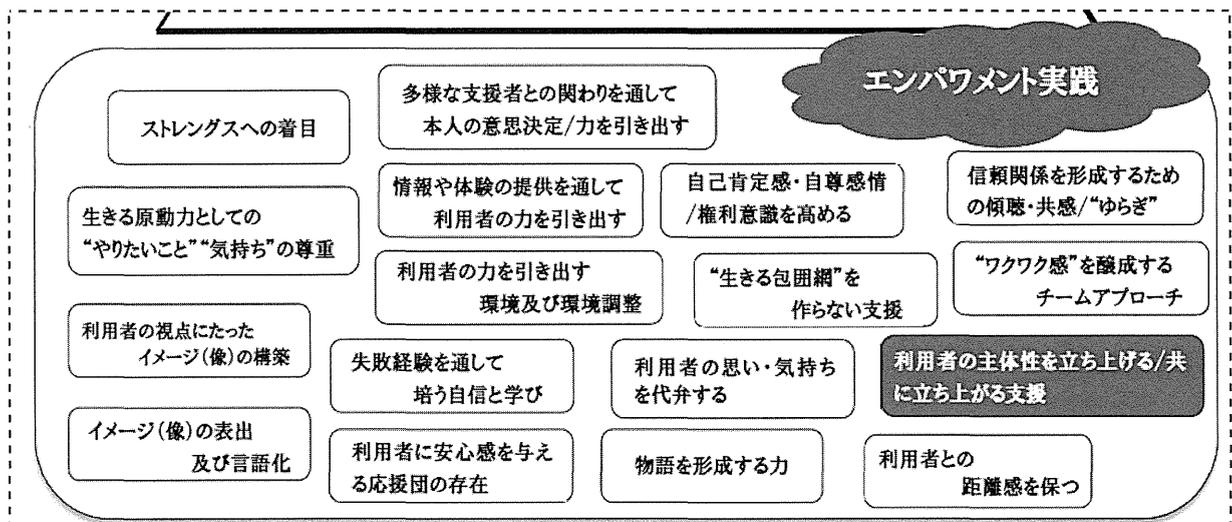


図 4-24：利用者の主体性を立ち上げる／共に立ち上がる支援

「本人の主体的な力というか、主体性を高めていくみたいな話で」

〔7〕-事例 1)

「エンパワメント実践というのは、いわば主体を立ち上がらせていくというか、立ち上がらせていくというのは一緒に揺らぎながら立ち上がっていくということの総体やと思いますので、何かエンパワメントすることを意識した関わりという、全部そうやといや、そうやしみたいな、そういう感じですね」

〔9〕-事例 1)

「合理で割り切れないことで、幾つもある実際のね。それを、「あんた、障害があるから」言うて、合理の中にはめ込もうとすること自体が、非常に失礼なことやというふうに

は思いますからね（中略）相談支援員っていうのは、ややもすると、やはり合理に逃げようとするわけでしょう。そのほうが楽やから。だから、いかに逃げないで、そこで今を生きようとしている生というんですか、主体と本気で向き合うかいうことですよ。きっと。そのことができる、そういう姿勢というか、表面的な合理に逃げ込まない能力ですかね。いうことぐらいですかね」

〔9〕-事例 2)

主体とは、「自覚や意志に基づいて行動したり、作用を他に及ぼしたりするもの」（大辞泉）であり、主体性とは、「自分の意志・判断で自ら責任をもって行動する態度」（大辞林）と定義されている。上記の語りからは、つまり、利用者の存在がその属性としてある障害の種別や程度等と関係なく相談支援専門員や他の支援者との関係性においてあくまでも主体であり物事の判断や生き方そのものを利用者の責任において、また利用者の力によって獲得できることを目指した支援がすなわちエンパワメントを志向した実践ということになるのではないだろうか。もちろんその道程は険しく利用者と支援者が＜揺らぎ＞ながら、また利用者にも＜揺さぶられながら＞共に進み共に立ちあげていくことになる。

また、〔9〕の相談支援専門員からは＜合理＞に逃げ込まない姿勢・能力を持つことの重要性が語られた。人生は＜合理＞で割り切れないことの方が多く支援者自らの能力のなさを障害（者）という＜合理的＞基準・物差しに落とし込みごまかしたり逃げるのではないよう今を生きようとする利用者と真剣に向き合って欲しいというメッセージであり同時にこのような関わりが利用者／支援者双方をエンパワーしていくことに繋がるのではないだろうか。そしてこの＜揺らぎ＞を支えながら主体を共に立ちあげていく行為や＜合理＞に逃げ込まない姿勢に求められる能力として＜柔軟性と想像力／創造力＞が必要になる。

以上、10名の相談支援専門員に対し彼（彼女）等が担当している／担当していた20事例に対するインタビュー調査から析出されたエンパワメント実践に関する17の構成要素を紹介した。結果、関わっている障害領域の違いはあるものの共通した価値・実践理念が明らかになったこと。また、逆に関わっている障害領域の差異や相談支援専門員の実践知／経験知から独自の価値・実践理念等を把握することができたこと等、今回のインタビュー調査を通して相談支援専門員の実践における利用者に対するエンパワメントの視点が実証的に明らかになったことは大きな成果として捉えることができる。

最後に、久木田（1998：22）は、意思決定の統制過程において個人の心理的変化や発達が深く関わっているとし、その理由として「エンパワメントは、外部からの働きかけのみによっておきうるのではなく、個人の意思や自己の潜在力への気づき、自信の形成などがあってはじめておきうる極めて心理的側面の強いプロセスだからである」と述べている。また森田（1998：17-18）は、エンパワメントについて「外的抑圧をなくすこと、内的抑圧を減らしていくことで本来持っている力を取り戻すことである。エンパワメントとは、わたしたち一人ひとりが誰でも潜在的にもっているパワーや個性を再び生き生きと息吹かせることであり、すべての人が持つそれぞれの内的な資源にアクセスすることである」と述べている。これら両者の言説からは、エンパワメント獲得過程の根底には、利用者（当事者）を取り巻く環境や諸経験等との相対的關係を通して生成される自己意識や内在する

力への気づき、自己効能感等のポジティブな心理的変容が存在していることが分かる。また今回の相談支援専門員へのインタビューでも明らかになった QOL 評価の核となる支援の方向性が利用者の「心理・精神面」に向けられていることから QOL 向上に向けた実践とエンパワメント獲得の実践・プロセスには強い相互関連性があることがうかがわれた。

(第 4 章-2 担当：大阪保健医療大学講師・橋本卓也)

3. 相談支援専門員によるエンパワメント実践に必要な専門性

(1) 関連する先行研究から指摘されるエンパワメント実践に必要な専門性

今回調査員として参加した中村が所属する特定非営利活動法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワークによって、本研究に先行して調査が実施されている。そこで、今回のインタビュー調査の分析結果との関連性を加味し、ここで若干紹介したい。ちなみに、この調査研究についての詳細については、「平成 22 年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業：障害者相談支援専門員現任研修の効果的な実施方法と研修マニュアルの作成に関する調査研究報告書」の第 4 章を参照いただきたい。

ここでは、試行的研修の実施後、協力者への面接調査を行った。その面接調査の逐語録より、「研修を受けて印象に残ったこと」および「今後の自分の業務に活かせると感じたこと」が述べられた部分を抽出し、KJ 法によりカテゴライズした結果、8 つのグループ中の一つが、「**相談支援専門員として必要な基本的理解**」(図 4-25) というグループを構成した。

ここでの調査対象者は、相談支援専門員として現在業務を行っている者 20 名とし、調査方法としては、4 名のグループによる面接調査を実施した。

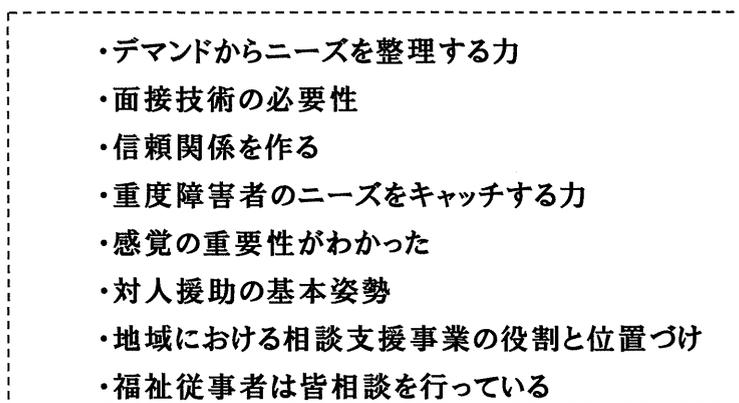
- 
- ・デマンドからニーズを整理する力
 - ・面接技術の必要性
 - ・信頼関係を作る
 - ・重度障害者のニーズをキャッチする力
 - ・感覚の重要性がわかった
 - ・対人援助の基本姿勢
 - ・地域における相談支援事業の役割と位置づけ
 - ・福祉従事者は皆相談を行っている

図 4-25：相談支援専門員として必要な基本的理解

また、上記の「相談支援専門員として必要な基本的理解」の基となる調査対象者である調査協力者の言葉を以下のようにまとめた。

① デマンドからニーズを整理する力

- ・ ニーズのとらえ方、デマンドはニーズとしてとるのか、どういう立場で伝えていくのか
- ・ デマンドとリアルニーズみたいにしていくのか、それともデマンド=ニーズとして

ニーズにおさめていくのか、もしくは単独みたいな、あるいはどっちでもいいのかという伝え方でもいいのかもしれないし整理していいんじゃないか

- ・ 課題を一緒に発見していく
- ・ ニーズを総合的にみる
- ・ ニーズキャッチ能力
- ・ ニーズを拾う力

② 面接技術の必要性

- ・ 面接技術とか誰もやっていないですよ。受けたことない
- ・ 自分をもう一回律するためというかやり直すためには面接技術ってときどきいれないと

③ 信頼関係を作る

- ・ チーム間の信頼関係をどうやってつくったらいいか
- ・ 信頼関係って構築できてねえんだな

④ 重度障害者のニーズをキャッチする力

- ・ 言葉のない人たちとか、意思表示が困難な人たちの部分が大事だという話はしていたんだけど、もうちょっと深めていただけるとうれしい
- ・ 声なき人のニーズキャッチ

⑤ 感覚の重要性がわかった

- ・ 大事なことはきっと気づくってこと
- ・ 実は感覚って大事だよ、そうは言うけど、俺感覚って実は大事だと思うよって内心思っていました

⑥ 対人援助の基本姿勢

- ・ 利用者さんに向かい合う時に自分が、技術もそうだし意識もそうだし、ハートの部分でももっと自分が勉強して学べばもっと違うんじゃないかと絶えず思っているの、やっぱり利用者さんを見る自分の成長（を目指しています）
- ・ 必要なスキルや知識や、人間性も人として育てていかねばならない
- ・ アセスメントを何で書式にするのかっていうときに、うまく説明することが出来なくて
- ・ 普段我々日常の中で、要は面談したりだとかする中で、常に新しい情報って実はもらっている
- ・ 「不安な気持ちを受け止める姿勢を持っているか」という質問になると、自分では持っているけれども、利用者さんはそう感じてくれているかどうかはわからない。しかも第三者が見たときに僕の態度はそういう風に受け止められるかはわからないっていうふうになると、どんどん自信がなくなってくる。

⑦ 地域における相談支援事業の役割と位置づけ

- ・ 自立支援協議会つくったけどっていう本当に相談支援事業所として自立支援協議会動かしていくのかってところはみんな悩んでいる
- ・ 全体を見る立場になると孤立してきて、チームってところで、ひずみが出てきた時に孤立化しちゃう。孤立しないような形で相談支援事業所が孤立しないってことも

大事

- ・自分たちの力をつけるためには、他を巻き込んで何かを動かそうという以前に自分たちができていないものって、何かできるものってあるかなって考えたときに、まずは、中でキチンとやりとり、目的意識をもってやりとりできる、そういうスタンスをつける必要があるかなと思って

⑧ 福祉従事者は皆、相談を行っている

- ・ デイサービスの職員さん、就労系の職員さん、入所系の職員さん、でこの試行的研修を受けたいと思った人たちがそういった人たちがかけ離れてるなって思わないような、なんていうかな、相談とかってなっちゃうとなんか、そういう仕事に就いていると、ちょっと感覚的にちょっと違うと思っている方々は結構多いので、本当すごく普通の仕事の中でいい相談受けてるのになっていうようなこともあると思う
- ・ ここの部分は障害相談の支援以外でも役立つ、対人援助技術だよとか、相談技術というのは他の場面でも使うよねとか、逆にそうやって見ると相談の研修だけでも実はそんなに他のところで応用できる事ばかりで、他の人に受けてもらいたいよねとか、良く見相の人に来て欲しいねという話するんですけど、結構普遍的な対人援助技術の話が相当入り込んでくるのかなという気はする
- ・ 入所の職員もマネジメントしていたり、入所者の家族や、それ以外の部分でもマネジメントしていたりするので現場の職員もソーシャルワーカーだと思う

上記のような内容から、以下の3点が相談支援専門員の専門性と大きく関わりがあるのではないかと推測される。

- 1) 面接技術やニーズ整理、信頼関係の構築という基本的な技術に加え、姿勢や感覚も磨くことができているか
- 2) 地域の中でどんな位置に立ち、どんな役割を担えるか
- 3) 「相談」という行為はどの職種でも当然に行っていることであるため、「相談支援専門員」として「相談支援」をどう行うか

(2) 本インタビュー調査から抽出されたエンパワメント実践に必要な専門性

今回の相談支援専門員に対するインタビュー調査では、エンパワメント実践に必要な専門性についても、関連したカテゴリーが析出されている(図4-26)。それらは、「**“物語”を形成する力**」「**“揺らぐ”ことのできる力**」「**“合理に逃げ込まない”力**」「**仮説を立てる力**」「**洞察できる力**」「**障害・疾病に対する力**」「**変化・可能性を信じる力**」「**危機介入できる力**」「**コミュニケーション力**」そして「**自信を察知できる力**」である。これらは、第4章で提示した「**本人の生きがい・希望・好きなこと**」などを含む「**心理・精神面**」を向上することを最終的な目標とし、かつ、他のQOL領域にも着目しながら、相談支援専門員は援助を進めている。そして、この援助をエンパワメント実践が支えており、そのエンパワメント実践に必要な姿勢および能力、つまり、専門性が、ここで提示する「**エンパワメント実践に求められる姿勢・能力**」で

あると考えられる。

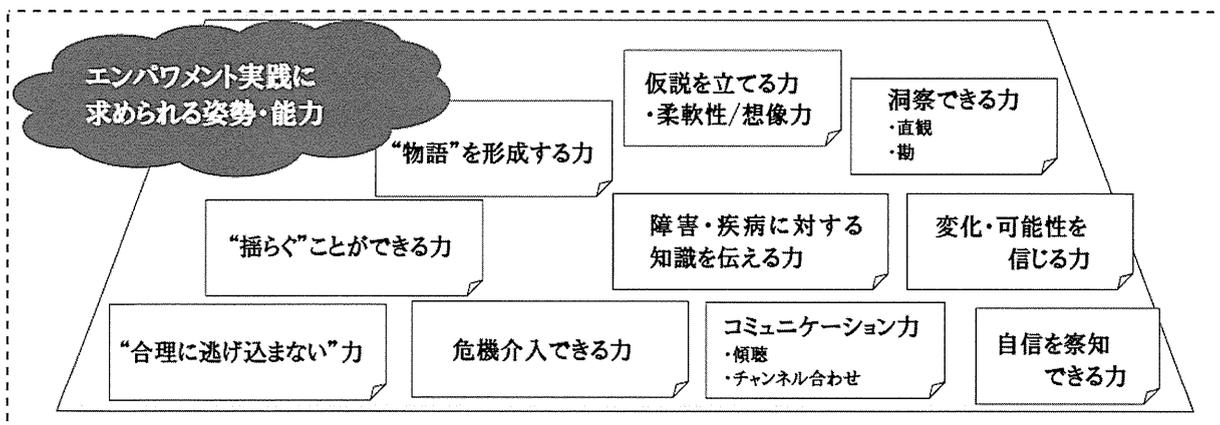


図 4-26：エンパワメント実践に求められる姿勢・能力

ただ、今回のインタビュー調査において抽出されたこれらのカテゴリーは、先述した関連する先行研究における「相談支援専門員として必要な基本的理解」の内容（「**デマンドからニーズを整理する力**」「**面接技術の必要性**」「**信頼関係を作る**」「**重度障害者のニーズをキャッチする力**」「**感覚の重要性を理解する**」「**対人援助の基本姿勢**」「**地域における相談支援事業の役割と位置づけ**」「**福祉従事者は皆相談を行っている**）と重なりながらも、一方で、それらに含まれないものも挙げられる。つまり、エンパワメント実践に必要な専門性には多様な内容が想定され、これらの広範な姿勢や能力を身につけることが相談支援専門員には求められているといえる。

（第4章-3担当：かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク職員・中村房代）

第5章 総括

まず、今回の相談支援専門員に対するインタビュー調査では、相談支援における QOL の構成要素の位置づけが明らかとなった。そこでは、「本人の生きがい・希望・好きなこと」などの「心理・精神面」が、最終的に目指されるべき QOL 領域として指摘されている。この「心理・精神面」における「本人の生きがい・希望・好きなこと」は、人が生活を主体的に維持し、発展させるために必要な活動の動因として捉えることができる。また、次に、「心理・精神面」を最終的な目標としながら、そのために、「人間関係・社会関係」や「家族関係」に着目し、相談支援専門員は援助実践を行っていることが明らかとなった。この点については、人の生活が、財、労役やサービスといった資源だけで成立するわけではなく、関係的資源とも解される他者との関係も、生活形成に大きく寄与する要素であることから了解できる知見であった。また、これらの QOL 要素を支える周近的領域として、「身体的機能」「健康管理」「経済生活・経済環境」「移動・交通・住宅環境」があると考えられる。これらは周近的領域でありながら、相談支援専門員による援助活動が目指す

「本人の生きがい・希望・好きなこと」などの「心理・精神面」を向上させるためには、極めてベーシックな要素であることは明瞭であろう。また、全体としては、「本人の生きがい・希望・好きなこと」などの「心理・精神面」を中心とした QOL 要素の位置づけと支援の方向性をもとに、一定の力量のある相談支援専門員は日々の援助実践を行っていることが確認されたといえる。相談支援専門員による支援において、どのように QOL の構成要素に“重みづけ”を行っているのかについて、インタビュー調査を通して明らかにした点については、今後の関連する研究において一定の意義を持つものであると考えられる。

また、今回のインタビュー調査では、エンパワメント実践に関する 17 の構成要素である「ストレングスへの着目」「生きる原動力としての“やりたいこと”“気持ち”の尊重」「利用者の視点にたったイメージ（像）の構築」「イメージ（像）の表出及び言語化」「多様な支援者との関わりを通して本人の意思決定／力を引き出す」「情報や体験の提供を通して利用者の力を引き出す」「利用者の力を引き出す環境及び環境調整」「失敗経験を通して培う自信と学び」「利用者に安心感を与える応援団の存在」「“ワクワク感”を醸成するチームアプローチ」「自己肯定感・自尊感情／権利意識を高める支援」「“生きる包囲網”を作らない支援」「利用者の思い・気持ちを代弁する」「信頼関係を形成するための傾聴・共感／“ゆらぎ”」「物語を形成する力」「利用者との距離感を保つ」そして「利用者の主体性を立ち上げる／共に立ち上がる支援」についても明らかとなった。加えて、関わっている障害領域の違いはあるものの、調査対象となった相談支援専門員における共通した価値・実践理念が明らかになったこと、また、逆に関わっている障害領域の差異や相談支援専門員の実践知や経験知から、独自の価値・実践理念等を把握することができたこと等、今回のインタビュー調査を通して相談支援専門員の実践におけるエンパワメントの視点が、実証的に明らかになったことは大きな成果であろう。また、今回の相談支援専門員へのインタビューでも明らかになった QOL 要素の核となる支援の方向性が、利用者の「心理・精神面」に向けられていることから、QOL 向上に向けた実践とエンパワメント獲得の実践・プロセスには強い相互関連性があることがうかがわれた。

最後に、今回の相談支援専門員に対するインタビュー調査では、エンパワメント実践に必要な専門性についても明らかとなっている。具体的には、「“物語”を形成する力」「“揺らぐ”ことのできる力」「“合理に逃げ込まない”力」「仮説を立てる力」「洞察できる力」「障害・疾病に対する力」「変化・可能性を信じる力」「危機介入できる力」「コミュニケーション力」そして「自信を察知できる力」である。これらは、「本人の生きがい・希望・好きなこと」などを含む「心理・精神面」を向上することを最終的な目標とし、かつ、他の QOL 領域にも着目しながら、相談支援専門員は援助を進めている。そして、この援助をエンパワメント実践が支えており、そのエンパワメント実践に必要な姿勢および能力、つまり、専門性が、ここで提示する「エンパワメント実践に求められる姿勢・能力」であると考えられる。ただ、今回の調査において提示されたこれらの姿勢や能力は、関連する先行研究における内容と重なりながらも、一方で、それらに含まれないものもある。そういった意味では、エンパワメント実践に必要な専門性には多様な内容が想定され、これらの広範な姿勢や能力を身につけることが相談支援専門員には求められているといえるだろう。

本インタビュー調査では、身体障害、知的障害（発達障害を含む）、そして、精神障害

を含む事例をもとに、障害者の QOL を高める上での構成要素，および，実際の支援においてこれらの QOL 構成要素のうちどの要素を重視しているのかについて明らかにすることを目的とした．加えて，相談支援専門員による支援におけるエンパワメント実践に関しても明らかにすることを目的とした．その結果，上述したような結果が得られたといえる．調査設計やその特性上，いくつかの課題はあるが，今回のこれらの調査結果をもとに，今後，本研究において，障害者の QOL を高めるという観点から，障害者ケアマネジメントの手法を開発し，同時に，そうしたケアマネジメント従事者の評価基準を明らかにしたい．

(第 5 章担当：大阪人間科学大学准教授・與那嶺司
および大阪保健医療大学講師・橋本卓也)

文献：

- 遠藤美貴・鈴木良（2003）「知的障害を持つ人の自己決定支援に関する一考察」『香川県明善短期大学研究紀要』34，31-40.
- 福井貞亮（2010）「精神障がいをもつ人々のリカバリーを支援する共同意思決定」『精神科臨床サービス 10 「リカバリー」再考：生きがいを支援する』，536-540.
- 福山和女（2010）「相談援助における援助関係」社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の理論と方法 I 第 2 版』中央法規，67-89.
- 船曳宏保（1993）『社会福祉学の構想』新評論.
- Goode, W. (1977). *Principles of Sociology*. McGraw Hill. (=松尾精文訳『社会学の基本的考え方』而立書房.)
- 平山尚（1998）「社会福祉実践のアセスメント（評価）」平山尚・平山佳須美・黒木保博・宮岡京子編『社会福祉実践の新潮流』ミネルヴァ書房，43.
- Johnson, L. and Yanca, S. (2001). *Social Work Practice: A generalist approach*. Pearson Education, Inc. (=2004，山辺朗子・岩間伸之訳『ジェネラリスト・ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房.)
- Kemp, S., Whittaker, J. and Tracy, E. (1997). Person-Environment Practice: The Social Ecology of Interpersonal Helping, Aldine De Gruyter. (=2001，横山譲・北島英治・久保美紀・湯浅典人・石川久美子訳『人-環境のソーシャルワーク実践』川島書店，95.)
- 久木田純（1998）「エンパワメントとは何か エンパワメント：人間尊重社会の新しいパラダイム」『現代のエスプリ』(376)，10-34.
- 松山真（2010）「相談援助の展開過程 I」社会福祉士養成講座編集委員会編『相談援助の理論と方法 I 第 2 版』中央法規，91-130.
- Milner, J. and O'Byrne, P. (1997). Assessment in Social Work, Palgrave Macmillan. (=2001，杉本敏夫・津田耕一監訳『ソーシャルワーク・アセスメント』ミネルヴァ書房，25.)

- 中村佐織 (1998) 「ケースワークの展開過程と技術」久保紘章・高橋重宏・佐藤豊道編『ケースワーク：社会福祉援助技術各論 I』川島書店, 45.
- 野村一夫 (1998) 『社会学感覚 (増補版)』文化書房博文社.
- 森岡清美・望月嵩 (1983) 『新しい家族社会学』培風館.
- 森田ゆり (2002) 『エンパワメントと人権』解放出版社.
- 小笠原慶彰 (1993) 「社会資源」小田兼三他編『現代福祉レキシコン』雄山閣出版, 164.
- 奥西栄介 (2000) 「ケアマネジメントで調整する資源」白澤政和・橋本泰子・竹内孝仁監修『ケアマネジメント講座 1 : ケアマネジメント概論』中央法規, 133-141.
- 太田義弘 (1994) 「ソーシャルワークにおけるアセスメント：その意義と方法一」『ソーシャルワーク研究』20(4) : 4-10.
- Rapp, C and Goscha, R. (2006). The Strengths Model: Case management with people with psychiatric disabilities, 2nd ed. Oxford University Press, Inc. (=2008, 田中英樹監訳『ストレングスモデル：精神障害者のためのケースマネジメント (第2版)』金剛出版.)
- Rapp, C (2000) The Strengths Model: Case Management With People Suffering from Severe and Persistent Mental Illness, Oxford University Press. (=2000, 江畑敬介監訳, 濱田龍之介・辻井和男・小山えり子・平沼郁江訳『精神障害者のためのケースマネジメント』金剛出版.)
- 坂野雄二・前田基成編著『セルフ・エフィカシーの臨床心理学』北大路書房.
- Siporin, M. (1975). Introduction to Social Work Practice. Macmillan Publishing Co.
- 白澤政和 (1992) 『生活を支える援助システム：ケースマネジメントの理論と実際』中央法規.
- 白澤政和 (2010) 「仕事からとらえたソーシャルワークの定義と枠組み」社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座 7 相談援助の理論と方法 I』中央法規, 5-7.
- 富永健一 (1965) 「社会計画の理論的基礎」経済企画庁編『総合社会政策を求めて』岩波書店, 130-132.
- 戸塚法子 (1999) 「ソーシャルワーク統合の展開」古川孝順編『社会福祉 21 世紀のパラダイム—方法と技術』誠信書房, 193.
- 津田耕一 (1999) 「社会福祉援助の過程」白澤政和・尾崎新・芝野松次郎編『社会福祉援助方法』有斐閣, 62.
- 渡部律子 (1999) 「アセスメント技法」白澤政和・尾崎新・芝野松次郎編『社会福祉援助方法』有斐閣, 109.

資料

資料1

厚生労働科学研究費補助金事業

「障害者のQOL評価に基づくケアマネジメント手法開発研究」

相談支援事業者へのインタビュー調査における インタビュー・ガイド

1. これから質問させていく内容については、原則的に、ご用意いただいたそれぞれの事例についてご回答ください。
2. また、本インタビュー調査においては、「QOL（生活の質）」を以下のような側面で想定しています。
 - (1)身体機能面：セルフケアの状況、各種介護サービス、福祉機器の利用状況
 - (2)健康管理面：セルフケアの状況
 - (3)経済生活・経済環境：生活の水準について、生活の安定性について
 - (4)心理・精神面：意欲、生きがい、人生の目標について
 - (5)人間関係・社会関係の現状：対象者の個人的なネットワーク状況、ネットワークへの参加状況、社会的役割について、日中活動（日中通う場）について、趣味的な活動について
 - (6)家族関係の現状
 - (7)移動・交通・住宅環境の現状
3. 上記のQOLの各側面において、それぞれの事例の支援目標との関係で、重視している点を教えてください。
4. また、それぞれの事例において、上記のQOLの各側面のうち、特に重視しているもの、そして、その理由を教えてください。
5. それぞれの事例について、実際に、支援目標を置いてケアマネジメントを行ってみたいの効果、そして、評価について具体的に教えてください。
6. それぞれの事例におけるエンパワメント実践について、以下の質問にお答えください。
 - (1)あなたは、本事例の相談支援活動において、常に利用者がエンパワメントすることを意識した関わりを行いましたか。
 - (2)あなたは、本事例において、利用者がエンパワメントするために、どのような視点に立った支援を行いましたか。

- (3)あなたは、本事例の障害者ケアマネジメントのプロセス（アセスメント、支援計画作成・実施、モニタリング等）において、利用者のエンパワメントの視点に留意した関わりを行いましたか。また、それはどのような支援でしたか。
- (4)あなたは、本事例の支援活動を通じて利用者がエンパワメントしたか否かの結果をどのようにして評価していますか。
- (5)本事例において、利用者がエンパワメントするために、相談支援専門員にはどのような能力・姿勢（関わり・実践・価値等）が求められましたか。
- (6)本事例において、利用者の QOL の向上とエンパワメントの獲得とはどのような関係にあると考えますか。
- (7)（本事例に限定せず、）相談支援活動において、エンパワメントに基づいた支援とは、どのような支援であると考えていますか？

資料2

「障害者のQOL評価に基づくケアマネジメント手法開発の研究」 相談支援専門員に対するインタビュー調査

プライバシー・ガイド

テープ起こしの際には、調査データに関連して、以下の点を遵守し行なう。

1. テープ起こしの全作業にわたって守秘義務があり、個人情報保護法等の法令および行政機関等が定めた個人情報保護に関するガイドラインを遵守する。
2. 本調査データにおける個人情報について、不正アクセス、漏洩、滅失、または毀損等の管理上のリスクが存在することを常に強く意識し、これらに対する人的、物的安全管理措置を講じ、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざんおよび漏洩の予防に努め、必要な場合は是正する。
3. 本調査データに関して、テープ起こし業務以外への使用、そして、第三者への開示・漏洩等を行わない。
4. ただし、テープ起こし作業の範囲内で、業務委託先に本調査データを提供する場合は、業務委託先とは秘密保持および個人情報に関する契約を締結し、テープ起こし業務以外の利用を禁止し、安全管理措置を講じさせる等の委託先の監督を実施する。
5. 本調査データについては、作業終了後に消去する。紙媒体の場合はシュレッダー破棄、または、ディスク等の場合はハサミを入れて破棄またはシュレッダー破棄を行う。
6. 本調査データに関連した資料等については、印刷およびコピーが必要な場合は、その数を制限し、必要最小限の担当者分のみとする。
7. テープ起こし作業で作成される原稿ファイルについては、3カ月間保管の後すべて破棄する。

資料3

インタビュー調査へのご協力のお願い

桜美林大学・大学院老年学研究科 教授 白澤政和
筑波大学・大学院人間総合科学研究科 教授 小澤温

拝啓

爽秋の候、ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

昨年末、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以降、改正法)が成立しました。この改正法のもと、障害保健福祉関係主管課長会議資料「相談支援体制の充実等について」では、現行の相談支援体制において、市町村ごとの取り組みの状況の格差、サービス利用計画の作成および利用の低調さ、自立支援協議会の取り組みにおける形骸化等の指摘がなされ、相談支援の充実のための改正案が盛り込まれています。また、「障害者総合福祉法(仮称)」においても、相談支援体制の充実に向けた議論がなされています。

このように、相談支援専門員にはこれまで以上に多くの役割を求められることとなります。ただ、現在のところ、障害分野における相談支援専門員の実践を評価する指標が明らかになっていません。そのため、結果的に、相談支援専門員の実践を適確に評価し、それをより効果的な支援に結びつける取り組みに限界が生じているといえます。一方、他分野の実践評価指標では、障害のある人およびその家族の生活を多面的に援助する相談支援専門員の特性を加味した評価が難しいと考えられます。そこで、まず本年度は、相談支援専門員の方に対して、担当する数事例をもとに、相談支援専門員の実践に即した QOL の構成要素が何であるか、またそれに関連する要因は何であるかについて明らかにするため、探索的な個別インタビュー調査を実施したいと考えております。

なお、本調査は、厚生労働省科学研究費補助金・障害者対策研究事業(研究課題名:「障害者の QOL 評価に基づくケアマネジメント手法開発の研究」 研究代表者:白澤政和)の助成を受け実施されるものであり、本インタビュー調査を通じてご提供いただいたデータについては、研究者以外の第三者が触れることはありません。また、論文や学会発表等において本研究における成果を公表することがありますが、その場合であっても、複数の協力者から収集したインタビュー・データを統合した形で扱いますので、個人名や事業所名が出ることはありません。なお、研究データに誤りがないよう、インタビューの音声を記録させていただきます。ただし、この詳細な記録は研究データとして慎重に扱い、第三者に漏れることはありません。

本インタビュー調査へのご協力は任意です。もし、質問に答えたくない場合には、お答えにならなくても結構です。また、インタビュー調査への協力を中断したい場合には、その旨お申し出があればいつでも中断いたします。

日々の業務でご多忙のところ誠に恐縮ではありますが、何卒本調査へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。また、本調査に関する報告書(2012年3月発刊予定)をご希望の方は、データファイルでお渡しいたしますので、これについても、下記までご連絡ください。

敬具

お問い合わせ先:

大阪人間科学大学人間科学部 准教授 與那嶺司(関西グループ)

FAX: 06-6381-7119 E-mail: t-yonamine@kun.ohs.ac.jp

NPO 法人かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク 中村房代(関東グループ)

FAX: 046-220-5381 E-mail: f-nakamura@kcn.or.jp

資料4

(相談支援専門員)

インタビュー調査協力の同意書

「障害者の QOL 評価に基づくケアマネジメント手法開発の研究」にご協力くださり、ありがとうございます。

「インタビュー調査へのご協力のお願い」にも記載していますが、本インタビュー調査を通じてご提供いただいたデータについては、研究者以外の第三者が触れることはありません。また、論文や学会発表等において本研究における成果を公表することがありますが、その場合であっても、複数の協力者から収集したインタビュー・データを統合した形で扱いますので、個人名や事業所名が出ることはありません。なお、研究データに誤りがないよう、インタビューの音声を記録させていただきます。この詳細な記録は研究データとして慎重に扱い、第三者に漏れることはありません。

また、本インタビュー調査へのご協力は任意です。もし、質問に答えたくない場合には、お答えにならなくても結構です。また、インタビュー調査への協力を中断したい場合には、その旨お申し出があればいつでも中断いたします。

以上の条件で、「障害者の QOL 評価に基づくケアマネジメント手法開発の研究」のインタビュー調査に協力することに同意いたします。

平成 23 年 月 日 (曜日)

協力者 (相談支援専門員):

署名

所属事業所名

連絡先

資料5

(所属事業所長)

インタビュー調査協力の同意書

「障害者の QOL 評価に基づくケアマネジメント手法開発の研究」にご協力くださり、ありがとうございます。

「インタビュー調査へのご協力のお願い」にも記載していますが、本インタビュー調査を通じてご提供いただいたデータについては、研究者以外の第三者が触れることはありません。また、論文や学会発表等において本研究における成果を公表することがありますが、その場合であっても、複数の協力者から収集したインタビュー・データを統合した形で扱いますので、個人名や事業所名が出ることはありません。なお、研究データに誤りがないよう、インタビューの音声を記録させていただきます。この詳細な記録は研究データとして慎重に扱い、第三者に漏れることはありません。

また、本インタビュー調査へのご協力は任意です。もし、質問に答えたくない場合には、お答えにならなくても結構です。また、インタビュー調査への協力を中断したい場合には、その旨お申し出があればいつでも中断いたします。

以上の条件で、「障害者の QOL 評価に基づくケアマネジメント手法開発の研究」のインタビュー調査に協力することに同意いたします。

平成 23 年 月 日 (曜日)

協力者 (事業所長):

署名

事業所名

連絡先

資料6

(事例提供者)

インタビュー調査における 事例提示に関する協力の同意書

「障害者の QOL 評価に基づくケアマネジメント手法開発の研究」にご協力くださり、ありがとうございます。

「インタビュー調査へのご協力のお願い」にも記載していますが、本インタビュー調査を通じてご提供いただいた事例に関連するデータについては、研究者以外の第三者が触れることはありません。また、論文や学会発表等において本研究における成果を公表することがありますが、その場合であっても、複数の事例等から収集したインタビュー・データを統合した形で扱いますので、個人名や事業所名が出ることはありません。なお、得られた情報は研究データとして慎重に扱い、第三者に漏れることはありません。

本インタビュー調査における事例提示へのご協力は任意です。また、インタビュー調査への協力を中断したい場合には、その旨お申し出があればいつでも中断いたします。

以上の条件で、「障害者の QOL 評価に基づくケアマネジメント手法開発の研究」のインタビュー調査における事例提示に協力することに同意いたします。

平成 23 年 月 日 (曜日)

協力者 (事例提供者):

署名

連絡先
